責任能力と故意

-カリフォルニア州の判例をめぐって――

林 美月子

目

はじめに

- 一 分割審理(bifurcated trial)と限定能力(diminished capacity)
- 二 Wolff 判決と限定責任能力
- 三 Wetmore 判決とメンス・リア理論

おわりに

はじめに

ではあっても、とくに幻覚や妄想を特徴とする精神障害の場合には両者は重なりうる。(4) 責任無能力者が精神障害の故に犯行時に故意をも欠いていた場合、これをどのように扱うべきであろうか。もちろ 両者がつねに重なるとはいえないであろう。しかし、反対に両者は全く重ならないとするのも誤まりであり、稀(1)

うになった夢を見た被告人が、夜間就寝などをしていた六名の船員を斧で切りつけて傷害し、機械類を損壊したもの わが国の判例に次のような事案がある。外国航路を航海中の船舶内で、数名の船員にシーナイフをもって殺されそ

(121) 121

て心神喪失による無罪を言い渡した。本件では、意識混濁の程度や認識の内容は詳しく述べられていないが、もし、 である。第一審は心神耗弱としたが、第二審は「睡眠酩酊状態」と称されるべき「意識混濁」の深い時期の犯行とし 者を基準として過失を考えるなら、過失もないことにならないであろうか。 被告人が正当防衛状況を認識していたとすると、厳格責任説によらない限り、心神喪失とする以前にすでに故意がな いことにならないであろうか。また、急迫性の認識の誤まりについても、少なくとも生理的・生物学的なものは行為

士によって主張されているところでもある。しかし、反対説も有力である。 無能力者については故意又は過失の有無を論ずる必要がないこと」をあげている。このような考え方はすでに小野博無能力者については故意又は過失の有無を論ずる必要がないこと」をあげている。 (6) (第一九条から第二二条まで)の前に置いたが、その主な理由として「責任能力は責任の一般的な前提条件であり、 改正刑法草案は現行法と異なり、責任能力に関する規定(第一六条から第一八条まで)を故意及び過失に関する規定

り以前に判断されることは明らかといえよう。(9) される団藤博士の場合も、博士が制限故意説に立たれることとの関係で、精神障害によって違法性の意識の可能性が めるとした場合にも故意・過失の存在の認定は必要とすべきことをあげられている。また、責任能力を責任の要素とめるとした場合にも故意・過失の存在の認定は必要とすべきことをあげられている。また、責任能力を責任の要素と の障害があるかないかを裁判所が判断するのは適当ではないこと、治療処分や没収を責任無能力者の行為について認 欠けたときの責任無能力と責任としての故意の判断の順序に明らかでない点もあるが、構成要件的故意を責任能力よ としては故意・過失を責任能力の前に判断すべきだとされる。その理由として、故意・過失のない者について、 平野博士は、 生物学的要件を重視するという点では責任能力を責任の前提とする立場を支持されるが、判断の順序

の異同を研究しなければならない。そこで、本稿では、考察の対象をカリフォルニア州の限定能力 (diminished capacity) 西ドイツやわが国の故意と英米法のメンス・リアを全く同様に扱うことは適当ではなく、今後さらにそ

故意の不存在との関係について若干の考察をすることにしたい。 の理論に限り、 この理論に関するいくつかの重要な判例を検討し、(19) その意義を問い直すことを通じて、責任無能力と

- Fingarette and Ann Hasse Fingarette, Mental Disabilities and Criminal Responsibility, 25-26 (1983) によった). 同様の立場は一九七三年の Psychiatry and the Dangerous Criminal, 41 Southern California Law Review 514, 520~521 (1968) (直接参照できなかったので、Herbert て検討を進めることにする。 ニクソン政府の責任無能力廃止案(S. 1400, 93d Cong., 1st Sess. §522)にもみられる。しかし、本稿では、責任無能力の制度を前提とし たとえば、レモンを絞っていると思って、人の首を締めるような場合のみを免責し、その他の 責任無能力の抗弁を認めない。Norval Morris, State v. Shaw, 106 Ariz. 103, 471 P. 2d 715, 724 (1970). なお、モーリスは妄想の内容によって、メンス・リア (mens rea) が欠ける場合、
- 2 See State v. Hebard, 50 Wis. 2d 408, 184 N.W. 2d 156, 163 (1971)
- 3 Criminal Insanity, 43 Washington Law Review 583, 606-607 (1968). Fitzgerald, Criminal Law and Punishment 136(1962); Brooks, Law, Psychiatry and the Mental Health System 142-143 (1973); A. Morris,
- 4 Morse, Undiminished Confusion in Diminished Capacity, 75 the Journal of Criminal Law & Criminology 1, 41 (1984).
- <u>5</u> 東京高判昭和四一年九月九日判例時報四七五号五八頁。
- 6 法制審議会刑事法特別部会・改正刑法草案附同説明書(昭和四七年)一〇二頁。
- 三六八号(昭和四二年)一二三頁。 小野清一郎「責任能力の人間学的解明(一)」ジュリスト三六七号(昭和四二年)八八頁、同「責任能力の人間学的解明(二)」ジュリスト
- 8 性の意識の可能性を故意の内容とする制限故意説に比して、責任無能力と故意の不存在が重なる場合は少なくなろう。 無能力者であっても、事実の認識は可能なことが多いので、制限責任説に立つ場合は、違法性の意識を故意の内容とする厳格故意説や、 四七年)二二二頁。もっとも、平野博士は制限責任説に立たれるので、故意の内容は違法性を基礎づける事実の認識ということになる。 平野龍一・刑法総論■(昭和五○年)二八二頁。同旨の見解として、内藤謙・刑法改正の研究Ⅰ概説・総則(平場安治・平野龍一編・
- 9 団藤重光「責任能力の本質」刑法講座第三巻(昭和三八年)三三頁以下、同・刑法綱要総論(改訂版・昭和五四年)二五〇頁以下。
- 471 F. 2d 969 (1972); Bethea v. U.S., 365 A. 2d 64 (1976) 限定能力の理論は、カリフォルニア州以外でも論じられる。 See Fisher v. U.S., 328 U.S. 463, 149F. 2d 28 (1946); U.S. v. Brawner, (123)

義男「英米刑法における限定責任能力」犯罪学年報第三巻(精神障害と犯罪・昭和四○年)一○六頁以下、とくに一二○頁以下参照。 しかし、後述のように、とくにカリフォルニア州において、この理論は分割審理(bifurcated trial)とともに発展してきたのである。

分割審理(bifurcated trial)と限定能力(diminished capacity)

ができる。こうして、犯罪を犯したか否かという問題とは関連のない多くの証拠を陪審に提出できることになる。 審理手続では「被告人は、犯罪を犯したか否かの審理の際に、犯行時の責任能力に関するあらゆる事柄を持出すこと 点に十分な考慮を払わなかったために、後に混乱が生じたのである。 ある。また、殺人罪を謀殺と故殺に分ける場合も、被告人の犯行時の精神状態を考慮しなければならないであろう。 ア州刑法二〇条の規定するように、犯罪が成立するためには行為と意図 (intent) 又は過失 (negligence) が必要なので る。そして、一九二七年にカリフォルニア州刑法一〇二六条として立法がなされた。しかし、まさに、カリフォルニ る」ので、被告人が犯罪を犯したか否かを審理した後に、責任能力について審理するようにすべきだとされたのであ(1) こから、しばしば、被告人は陪審員の同情や先入観に訴えることになるし、そうでなくても、審理が非常に混乱す とすれば、犯罪を犯したか否かの審理と責任能力の審理を全く分割しうるのかに疑問が出てくる。右の委員会がこの る制度を求めて、 (bifurcated trial or separate trial) が提案されたのである。すなわち、提案理由書によれば、当時の責任能力について カリフォルニア州では、一九二五年に、犯罪増加に対処するために、 刑事訴訟法改正委員会が設けられた。そして、その一環として、責任能力についての分割審理 刑事司法の迅速かつ正確な運用を保障す

力の申し立てのみをしていたときには、責任能力の審理がなされる。この制度は、発足後直ちに、多くの裁判で争わ 点が審理されるが、その審理では責任能力者と推定されることになった。 一 一九二七年の立法によって、被告人が責任無能力と他の理由による無罪を申し立てた場合には、最初に後者の その審理の結果有罪とされるか、

ので、 の否定を示す場合については、なお、証拠提出を認めるべきだとする見解も強かったのである。 (16)神状態についてはおよそ証拠を提出できないことになるのであり、とくにその証拠が、犯罪の要素である意図(intent) 拠提出を拒否しても憲法違反にならないと考えられたのであろう。 責任無能力に足りないような精神状態は考慮する必要はないので、有罪か否かの審理の段階で精神状態についての証 状態についての証拠は、責任無能力に関連するものであれば、責任能力の審理の段階で提出できるのであり、他方で、 ことなく、上告を棄却したのである。これは、既述の分割審理の規定の立法理由に忠実な解釈であろう。また、精神 の主張は必然的に責任無能力の主張を含むことになると述べた。しかし、多数意見はこれらの点に対する見解を示す た。被告人の上告理由には、予謀は犯罪の要素であるから、この要素を否定するために精神状態について証拠を提出 状態についての証拠を提出しようとしたが、第一審裁判所はこれを拒否し、陪審は被告人を第一級謀殺罪で有罪とし 有罪か否かの審理の際に、犯罪要素である予謀(premeditation)をなしえなかったことを主張するために、 しかし、 分割審理の規定も排除していないはずであるとの主張も含まれていた。また、反対意見を書いたプリス そのすべての反論が否定された。たとえば、Troche 判決では、(13) カリフォルニア州刑法二一条の、意図は正常な精神状態によって示されるという規定をあげて、 しかし、そうすると、責任無能力には足りない精 被告人は第一級謀殺罪で起訴された

過敏に反応する旨の医者の証言を基礎にして、相当な反撃をして自己を防衛するつもりであったのだから「事前の悪 された。被告人は、 れるに至った。被告人は「事前の悪意 (with malice aforethought)」をもってする無期懲役囚による暴行傷害の罪で起訴 そして、 ついに 第一審で、自己の安全に対する異常な不安の故に自己の安全に対する脅威に対して健常人よりも Wells 判決において、 精神状態についての証拠が有罪か否かの審理の段階においても許容さ

意(malice aforethought)」に欠けると主張しようとしたが、認められなかった。

という認定に影響しないとしたものの、(18) これに対して、 カリフォルニア州最高裁は、 次のような注目すべき見解を示した。 結論的には右の証拠を許容しなかったことは「事前の悪意」があっ た

るからであるとする。 を拒否することはできない。というのは、被告人は無罪の推定を受け、 しかし、責任無能力に足りない精神状態を示す証拠を特殊な犯意(special mental state)を否定するために用いること 能力を理由として犯罪を犯しえなかったという証明に関するものである限り、 精神状態についての証拠を有罪か否かの審理の段階で許容しないという従来の判例は、その証拠が責任無 犯罪の全ての要素について防禦する権利があ 分割審理の立法の解釈として正しい。

証拠であって、責任無能力の故にそれらの犯意をもちえなかった (could not) ことを示す傾向のある証拠ではないと 第二に、有罪か否かの審理の段階で許容されるのは、 特殊な実質的犯意があったか否か (did or did not) に関する

罪を犯す意図」がこの特殊な犯意の例である。 おける「計画性および予謀(deliberation and premeditation)」、住居侵入罪における「重窃盗罪又は軽窃盗罪もしくは重 についてのみであるとされている。たとえば、 有罪か否かの審理の段階で精神状態についての証拠が許容されるのは、 謀殺罪における「事前の悪意 (malice aforethought)」、 特殊の犯意の証明を要求する犯罪 第一級謀殺罪に

明確である。つまり、一方では、そのような証拠を許容する理由は第一点に示されたように、分割審理の制度によっ こうして、 有罪か否かの審理の段階でも精神状態についての証拠は許容されることになったが、 その根拠は不

あり、 らすれば、精神状態についての証拠を特殊犯意の否定に使わせないことがデュー・プロセスに反するのならば、 とされている。そしてそれ以外の犯意は一般犯意による犯罪となる。しかし、いずれにせよ、 謀(premeditation)」「事前の悪意 何らかの行為を行なう意図又は将来の結果達成の意図が要求されている場合、及び、それらの意図は伴わないが 要素(material element)を否定することができないので、この制度は憲法違反だとすべきことになるように思われる。(%) 犯意の否定についてもそのような証拠を使わせないのはデュー・プロセスに反することになるはずである。 う。特殊犯意(specific intent)による犯罪か一般犯意(general intent)による犯罪かは、条文に特殊な心理的現象を現 この議論を一貫すれば、 わす言葉、たとえば「意図(intent)」とか「悪意(malice)」が示されているか否かによっている。犯行の後にさらに ということになろう。そして、まさに、アリゾナ州の Shaw 判決のように、分割審理では、責任無能力者は犯罪の実体的(迄) したがって、責任能力を含めた責任一般を表現する用語としてメンス・リアが用いられることもある。しかし、ここで 基礎とするものといえよう。 いうメンス・リアの理論とは、 求められている。この議論は、 また、メンス・リアの理論からするならば、右の証拠の許容性の特殊な犯意による犯罪への限定にも疑問が生じよ また、 立法者は被告人の無罪の推定や無罪を示すための証拠を提出する権利を否定するつもりはなかったという点に 精神障害によって否定されうるものだからである。(28) 厳格責任ではないのであり、 カーター裁判官が反対意見で示したように、責任無能力を示す証拠も犯意の否定に用いうる メンス・リアは非常に多義的な概念で、使われる文脈によって種々の意味を含みうる。 個々の犯罪の成立には、その罪に特殊な犯意が必要であるという理論である。しかし、 犯罪の成立には犯意 (mens rea)が必要であるという、いわゆるメンス・リアの理論を (malice aforethought)」等が要求されている場合が特殊犯意による犯罪の中に含まれる その存在は合理的な疑いを容れない程度に証明されなければならないので メンス・リアの理論 一般犯意

度の概念を入れる必要が生じていたのである。(31) 度のないカリフォルニア州で、限定責任能力の理論に近いものを導入したともいえるのである。とくに、責任能力の 謀殺が否定されても故殺としての処罰は可能である)が可能な場合にのみ証拠の提出を許したのであり、限定責任能力制(2) 判決基準として厳格なマックノートン・ルールを採用してきたカリフォルニア州では、これを緩めて、責任能力に程 に足りない精神状態を対象とし、特殊犯意の否定にのみ、つまり、なお一般犯意を要求する犯罪での処罰(たとえば 容したと断言することはできなくなってくる。むしろ、Wells 判決は、分割審理を前提としたとはいえ、責任無能力 このようにみてくると、Wells 判決はメンス・リアの理論によって有罪か否かの審理の段階で精神状態の証拠を許

ることを明言した点、及び、Wells 判決と異なって、被告人は特殊犯意をもちえなかった (could not) ことを証明す に、Gorshen 判決は、 るような証拠をも許容するとした点で特色がある。 Wells 判決は、 任意酩酊によっても悪意(malice)が欠ければ謀殺(murder)ではなく故殺(manslaughter)にな 一〇年後、Gorshen 判決において確認され、 いわゆる Wells-Gorshen rule が確立した。

ghter) における殺人の意図 (intent to kill) は特殊犯意であり、限定能力によってこの犯意が欠ければ、非任意殺人 (inshen rule に新しい何かを加えたわけではないといえよう。 判決自体は謀殺の悪意(malice)が欠ければ、挑発 (provocation) がなくても故殺にすぎないとするもので、Wells-Gorvoluntary manslaughter) この Wells-Gorshen rule は Conley 判決によって「限定能力 (diminished capacity)」の理論と命名された。Conley にしかならないとした点では注目される。(34) しかし、傍論において、任意殺人罪(voluntary manslau-

California Commission for the Reform of Criminal Procedure, Report 16-17 (1927) (直接参照できなかったので Louisell and Hazard, Insanity

a Defense: The Bifurcated Trial, 49 Cal. L.R. 805, 808 (1961, 以よった)

- 2) Louisell and Hazard, id. at 812.
- (2) People v. Troche, 206 Cal. 35, 273 Pac. 767 (1928)
- (4) Id. 273 Pac. at 774.
- (5) Louisell and Hazard, supra note 12, at 8
- (2) Comment, 67 Cal. L.R. 706, 713, 714 (1979)
- (E) People v. Wells, 33 Cal. 2d 330, 202 P. 2d 53 (1949).
- (≅) Id. 202 P. 2d at 70.
- (A) Id. 202 P. 2d at 63 65, 67-68.
- す証拠は、論理的に考えれば、犯意がなかったという証明について関連性及び許容性があること等を理由に反対意見を述べている。Id. 202 ねるという原則からして、責任無能力を示す証拠はより一層、犯意の否定に用いうるはずであること、及び、犯意をもちえなかったことを示 Id. 202 P. 2d at 66. この点について、カーター裁判官は、責任無能力に足りない精神状態を示す証拠が許容されるのならば、大は小を兼 2d. at 71-72.
- (d) Id. 202 P. 2d at 63.
- (N) Id. 202 P. 2d at 68.
- (3) Sayre, Mens Rea, 45 Harvard L. Rev. 974, 1016-1026 (1932).
- (4th ed.
- れていない。 State v. Shaw, 106 Ariz. 103, 471 P. 2d 715, 723-725 (1970). 但し、被告人の精神状態や強盗の犯意があったか否かについては明確にさ

. 1983)

- (名) Shaw 判決に対する批判として、Comments, Due Process and Bifurcated Trials: A Double-Eged Sword, 66 N W U.L.R. 327, 340-341 (19
- (2) People v. Hood, 1 Cal. 3d 444, 462 P. 2d 370, 82 Cal. Rptr. 618 (1969)
- (%) Morse, supra note 4, at 16.
- 29 お軽い犯罪で処罰できる場合に、重い罪の方を specific intent crime とすることにもなっていった。People v. Nance, 25 Cal. App. 3d 925, 結局において、general intent crime と specific intent crime の区別には明確な基準はなく、重い罪の一定の犯意が否定されたとしても、な

Draft. No.4, 1955); Hall, General Principles of Criminal Law 142 (2d ed. 1960). 102 Cal Rptr. 266 (1972). See Model Penal Code §\$2.02, 4.02 (Proposed Official Draft 1962); ď. \$2.02 comments 2, 11 124 (Tentative

- (3) Morse, supra note 28, at 25.
- (云) Comment, supra note 16, at 721.
- (S) People v. Gorshen, 51 Cal. 2d 716, 336 P. 2d 492 (1959)
- People v. Conley, 64 Cal. 2d 310, 411 P. 2d 911, 49 Cal. Rptr. 815 (1966).
- 5) Id. 411 P. 2d at 920 note 4.

コ Wolff 判決と限定責任能力

謀殺罪で起訴され、第一審で有罪とされた。被告人はマックノートン・ルールの下では責任能力ありとされた。 被告人は、少女を家に連れ込んで強姦し、ヌードの写真を撮ろうとして、妨害となる彼の母親を斧で殺害し、第一級 ていたのではないかと思われるのであるが、このような方向を一層明らかにしたのが Wolff 判決であるといえよう。(wi in wait)、拷問 (torture)、その他の故意の (willful)、計画的な (deliberate)、予謀による (premeditaled) 殺人、あるいは、 用が問題になったのである。しかし、当時の謀殺罪(カリフォルニア州刑法一八九条)は「毒物の使用、待ち伏せ(lying 伏せ(lying in wait)で行なわれたのである。したがって、そこですでに第一級謀殺とすることに問題はないようにも 放火、強姦、強盗、住居侵入、又は故意の傷害(mayhem)の遂行中又はそれらの罪を犯そうとして行なわれた殺人は第 し、被告人は犯行当時、一五歳であり、かつ精神分裂病でもあったため、限定能力(diminished capacity)の理論の適 な時間があり、そこから犯行は計画的な、予謀によるものとすることもできたのである。また、犯行はまさに、 級謀殺である。その他の謀殺は第二級である」と規定していた。そして、被告人には、犯行について考慮する相当 Wells 判決→限定能力 (diminished capacity) の理論をいわゆる限定責任能力と同様の考え方によって基礎づけ

度より以上の行為の性質についての理解と理解力が第一級謀殺とするのに必要となる」。「被告人が熟慮して(maturely) 意味深長に(meaningfully)犯行の重大性について省察できた程度」を考慮しなければならないとしたのである。 理解し、 あるが が悪いことも知っていたが、十分に成熟しておらず、精神的に完全に健常ではなかったので「行為とその結果について 格的邪悪さ(personal turpitude)の程度によるとした。そして、被告人は善と悪の違いを知っていたし、企図した犯行格的邪悪さ(personal turpitude)の程度によるとした。そして、被告人は善と悪の違いを知っていたし、企図した犯行 思われるのである。しかし、Wolff 判決は、第一級謀殺と第二級謀殺の相違は犯行の性質だけではなく、行為者の人 ――実質的に不明瞭で人格から離れたもの (detached) と思われる」。「殺人の意図をいだくのに必要な思考の程(st) 省察をした程度、悪の自覚の程度は――道徳的邪悪さ(turpitude)と堕落(depravity)の程度の評価上重要なので

考え方を基礎にしているように思われるのである。 積極的に評価しようとしたのである。Wolff 判決は、自由には程度があり、したがって、責任には程度があるという 力を要求することによって、マックノートン・ルールの下では責任能力ありとされる精神状態を刑を減軽する方向で Wolff 判決は予謀に単なる犯行の計画を超えて、犯行を熟慮し、犯行が道徳的に悪であることについて理解する能

は、 た。これらの判決も、マックノートン・ルールの下では責任能力ありとされる被告人について、限定能力の理論によ 両親の殺害について種々の理由を比較衡量する能力に欠けるので第二級謀殺にしかならないとする判決が現われ なお刑事責任を軽減する方向から、その精神病や精神障害を考慮しようとするものである。 犯行を計画する能力があっても、予謀の能力はないとして Wolff 判決の文言を繰り返す判決、あるい(空)

従う一連の判決は、限定能力をメンス・リアの理論からではなく、まさに、限定責任能力の理論から把握したものと 謀についても単に犯行を計画する能力があればよいとしているように解された。これに対して、Wolff 判決とそれに Wells 判決は限定能力の理論をなおメンス・リアの理論によって基礎づけているかのような表現を用い、また、予 131

ころから、そのように言いうるのである。 処罰する、 いえよう。 とくに、特殊犯意についても、 たとえば、第一級謀殺罪として重く処罰するのに適した精神的能力、 特殊犯意を形成する能力を問うのではなく、特殊犯意による罪として重く 犯行について省察する能力を問うと

Ⅱ Wolff 判決が被告人の善悪の判断能力の程度を考慮して、責任にも程度を付しうるとした点を積極的に評価

る見解もある。

意味で Wolff 判決は非常に重要だとする。そして、陪審員に対する説示においても、限定能力が第一級謀殺の本質(程) テは、 予謀のある計画的な謀殺とできない」ことも説示しなければならないとする。さらに、ヘルベルト・フィ 的要素である犯意にどのように影響したかを考慮しなければならないということだけではなく「被告人が犯行の は被告人は行為の善悪の判断ができなかったと確信するようなときは、責任評価もそれに合致させねばならず、 は従来、個々的に扱われてきた責任無能力、限定責任能力、酩酊、 すべきであるとする。そして、 画できたか否かについて合理的な疑いが生じる程に被告人の精神的能力が限定されていたときは、第一級の故意の、 であることを自覚できたか否か、堕落した人間といえるか、行為の道徳的意味について熟慮して意味深長に予謀、 に費した時間に関係なく、被告人が犯行が道徳的に悪いことを理解(appreciate)することができたか否か、 する」理性力はないが、ある程度把握する能力はあるという場合があり、 アン・フィンガレッテ・ハッセは、被告人が計画的犯行を行なったときでも、その動機が奇妙で、陪審員が、 謀殺とするに必要な道徳的惡性 (moral turpitude) を示すための行為の意味について「熟慮して意味深長に省祭 ヘルベルト・フィンガレッテは、この理性力の欠如の有無・程度によって、 不随意行動(automatism)を統一的に説明しようと 精神障害者の責任を決める際にこれを考慮 ンガレ 行為の悪 その 本当

するのである。 (8)

のである。 係等の特殊な一回的関係から生じていて、犯行を反復する可能性がないといいうるか否かという見地から判断される 者の証言を基礎にして、刑による威嚇を受けうる能力、 に相当な能力があるか否かという見地から判断すべきだという主張もある。この見解によれば、 また、Wolff 判決を前提としながら、さらに、 限定能力は、被告人にその特殊犯意を要件とする犯罪の刑を受ける 行為に対する社会的非難を理解する能力、 限定能力は精神医学 精神障害が家族関

い」としたのである。 はなぜ強制の強さによって責任に程度をつけなくてよいのかも問題になろう。さらに、メンス・リアの名の下で限定る。また、判例で限定責任能力を採用するとすれば、英米法上の他の責任阻却事由、たとえば強制 (Duress) について 責任能力を考慮するとすれば、陪審員が混乱するという懸念もある。こうして、結局において、 る。また、判例で限定責任能力を採用するとすれば、(50) あったことを証明するのに、 よって、Wolff 判決は否定された。すなわち、カリフォルニア州刑法一八九条は「殺人が計画的な予謀によるもので なことが判例によってできるのか、それとも実体法の重大な変更になるので立法が必要となるのかという問題が生じ 限定能力の理論が Wolff 判決で示されたような限定責任能力の採用を意味するとすれば、はたしてそのよう 被告人が犯行の重大性について熟慮して、意味深長に省察したことを証明する必要はな 一九八二年の立法に

刑法三九条二項は「心神耗弱者ノ行為ハ其刑ヲ滅軽ス」として限定責任能力を規定しているからである。平野教授の 関係を考えるときにも、Wolff 判決に示されたような限定能力の理論はあまり意義がないように思われる。 以上のことは、 カリフォルニア州あるいは英米法自体の問題であるが、さらに、 わが国における責任能力と故意 わが国

0

謀殺の刑(とくに死刑)を滅軽するための技巧的な方法であり、妥当なものではない」とする批判は、まさに Wolff 限定能力に対する批判、つまり「これは限定責任能力という制度のない英米法で精神にある程度の障害がある場合、

判決のいう意味での限定能力の理論に妥当するのである。

ならない。このような方向はわが国の故意と責任能力の関係を考察する際にも重要な指標となりうるからである。そ(55) しかし、 なお、限定能力の他の意義、つまり、メンス・リアの理論から限定能力を基礎づける方向を探らなければ

こで次に、Wetmore 判決を手掛りとしてこの点について検討することとしたい。

- 35 People v. Wolff, 61 Cal. 2d 795, 394 P. 2d 959 (1964).
- 36 Id. 394 P. 2d at 976
- 37 Id. 394 P 2d at 976
- 38 Id. 394 P. 2d at 976
- 39 Id. 394 P. 2d at 975
- の時間ではなく、省察の程度を基準としなければならないとするトーマス判決(People v. Thomas, 25 Cal. 2d 880, 156 P. 2d 7(1945))を引 ールト判決 (People v. Holt, 25 Cal. 2d 59, 153 P. 2d 21 (1944))、および、計画的 (deliberation) な謀殺か否かを問うためには犯行の省察 Wolff 判決は、種々の殺人罪の区別には、客観的な犯行態様だけでなく、行為者の道徳的邪悪さの程度を考慮しなければならないとしたホ
- <u>41</u> See Comment, A Punishment Rationale for Diminished Capacity, 18 U.C.L.A. Law Review 561, 566-567(1971).
- Rptr. 635 (1967). People v. Goedecke, 65 Cal. 2d 850, 423 P. 2d 777, 56 Cal. Rptr.625 (1967); People v. Nicolaus, 65 Cal. 2d 866, 423 P. 2d 787, 56 Cal
- 43 People v. Bassett, 69 Cal. 2d 122, 443 P. 2d 777, 70 Cal. Rptr. 193 (1968)

44

定能力の理論を限定責任能力の理論から基礎づけようとする方向からのものといいうるが もっとも、その後再び、特殊犯意を形成する能力を問う判決も現われ、Wolf 判決の意義は多少不明確になってしまった。In re Kemp, 1 Cal 190, 460 P. 2d 481, 81 Cal. Rptr. 609 (1969); People v. Sirham, 7 Cal. 3d 710, 497 P. 2d 1121, 102 Cal. Rptr. 385 (1972) 他方で、抗拒不能の衝動(irresistible impulse)は責任能力に対する抗弁とはならないが、限定能力の証拠としては用いうるという判示は限 (抗拒不能の衝動がなぜ特殊犯意を否定するのか明

らかではないので)、このような判示もその後もしばしば見られる。People v. Noah, 5 Cal. 3d 469, 487 P. 2d 1009, 96 Cal. Rptr. 441 (1971); People v. Cantrell, 8 Cal. 3d 672,504 P. 1256, 105 Cal. Rptr. 792 (1973). See People v. Gorshen, 51 Cal. 2d 716, 336 P. 2d 492 (1959).

- Ann Fingarette Hasse, Keeping Wolff from the Door: California's Diminished Capacity Concept, 60 Cal L. Rev. 1641, 1653 (1972)
- () Id. at 1004-1000.
- スの Homicide Act (1959) のいわゆる diminished responsibility が死刑適用を避けるための宥恕事由として考えられてきたことに対し、これ を本文で述べたような diminished capacity の理論から再構成すべきだとする。 Herbert Fingarette, Diminished Mental Capacity as a Criminal Law Defense, 37 M.L. Rev. 264, at 274-275 (1974). なお、彼は、イギリ
- (4) Id. at 273-275; Herbert Fingarette and Ann Fingarette Hasse, supra note 1, at 117.
- Comment, supra note 41, at 572-576.
- (S) Morse, supra note 4, at 7.
- 금) Id. at 34-35. 임) Dix, Psychological Abnormality as a I
- 62 the Journal of Criminal Law, Criminology and the Political Science 313, 328-334 (1971). Dix, Psychological Abnormality as a Factor in Grading Criminal Liability: Diminished Capacity, Diminished Responsibility, and the Like,
- れないとした。 を統制する法の範囲内で行動するという義務の認識も、そのような認識にもかかわらず違法行為に出たということも、悪意(malice)に含ま この条文はまさに Wolff 判決の文言を否定している。さらに、悪意 (malice) の解釈についても、カリフォルニア州刑法一八八条は、社会
-) 平野龍一·刑法総論■(昭和五五年)二八八頁。
- 55 Defense: Two Children of a Doomed Marriage, 77 Colum. L. Rev. 827, 831 (1977). なお、メンス・リア理論と限定責任能力の不可分性を説くものとして Arenella, The Diminished Capacity and Diminished Responsibility
- (5) People v. Wetmore, 22 Cal. 3d 318, 583 P. 2d 1308, 149 Cal. Rptr. 265 (1978).

三 Wetmore 判決とメンス・リア理論

件とする住居侵入罪(burglary)で起訴された。被告人には少なくとも一○回の精神病院の入院歴がある。 Wetmore 判決の事実の概要は次のとおりである。 被告人は「窃盗又は重罪を犯す意図」、つまり特殊犯意を要 最後の入院

力であったとした。この第一審の判断は、いうまでもなく、Wells 判決の傍論によっている。(61) だと思い、中に入って模様替えをし、被害者の服を着た。被害者の証言によれば、被害者がアパートに帰ってきたと(58) 容できない」とした。そして、住居侵入罪として有罪としたが、マックノートン・ルールの下では被告人は責任無能 的能力が責任無能力とされるようなものであるなら」その精神状態は「限定能力による特殊犯意の否定に関しては許 告人は、アパートとそこにある物は自分の物であるという妄想の下でアパートに入ったのであるから、住居侵入罪の き、被告人は被害者の服を着て、料理をしていた。しかし、時計やクレジットカードが紛失していた。弁護人は、被き、被告人は被害者の服を着て、料理をしていた。しかし、時計やクレジットカードが紛失していた。弁護人は、被 られている」と信じていた。そして、鍵のかかっていないアパートを見つけたとき、そのアパートは自分のアパ の後、退院しても行く所もなく、医師の証言によれば、被告人は財産を「所有」しており、被害者のアパートに「向け 「窃盗又は重罪を犯す意図」に欠けると主張した。しかし、第一審は「もし、特殊犯意の形成を妨げる被告人の精神

れるのは次の二点である。 カリフォルニア州最高裁は第一審判決を破棄差し戻した。その理由中、メンス・リアの理論からして重要だと思わ

るという理由だけで、有罪か否かの審理の段階で無視することはできないという点にある。州は犯罪のすべての要素にるという理由だけで、有罪か否かの審理の段階で無視することはできないという点にある。州は犯罪のすべての要素に ついて挙証責任を負っているのであり、被告人が証拠を提出する権利は論理的にも憲法的にも否定できないのである。 から導かれる法的結論である。したがって、その証拠が特殊犯意に欠けることを示すならば、責任無能力をも示しら ついての証拠は許容できないとしていたのに対して、そのような証拠も許容できるとしたことである。その理由は、 「責任無能力の故に」限定能力となるというのではなく、責任無能力も限定能力も被告人の精神状態についての証 第一は、Wells 判決が「責任無能力の故に」限定能力となり、特殊犯意が欠けるような場合には、その精神状態に さらに、実際上も、たとえば Wolff 判決では、責任無能力を証明するために提出された証拠を限定能力の証明に 拠

部分は誤まりであり、 使ったのであり、その証拠によって限定能力が証明された。その他の判決からも、Wells 判決のいう責任無能力を示 すような証拠と限定能力を証明するような証拠の区別は不可能であることがわかる。したがって、Wells 判決のこの 有罪か否かの審理において許容されるとした。(65) 限定能力に関する証拠はそれが責任無能力をも証明しうるようなものであるか否かにかかわり

拠が提出されると全くの無罪になるからという理由で、被告人の証拠提出権を否定することはできないとした。 罪のすべての要素について合理的な疑いをいれない程度に証明しなければならないのであり、単に被告人の有する証 限って用いることができ、本件の住居侵入罪のように軽い犯罪を含まない場合には限定能力の理論は使えないとした したとはいえないのであり、そのことはその犯罪が軽い犯罪を含んでいるか否かによって左右されない。検察官は犯 のに対して、これを否定したことである。本判決によれば、精神障害の故に特殊犯意を欠くのであればその犯罪を犯 んでいるとき、すなわち、特殊犯意が欠けるためにその犯罪では有罪とできなくても軽い犯罪で有罪とできる場合に 第二は、検察官は、 限定能力の理論は特殊犯意を要素とする犯罪がその中に特殊犯意を要素としない軽い 犯罪を含

合にのみその犯罪で有罪とされるというもので、まさにメンス・リアの理論そのものである。 これに対して、Wetmore いは、著しくそれらの能力に欠ける場合にも重い刑を科すことが不適切又は不正義であることを認める制度である。 障害によって弁別能力又は制御能力に欠ける場合には行為者に刑事責任を科すことが不適切又は不正義であり、 づけているということができよう。責任無能力又は限定責任能力は、その他の犯罪の要素が充足されていても、 右の理由づけからすると、Wetmore 判決は 判決によれば、 限定能力は、被告人はその犯罪に必要な精神的要素をもって罪を犯した場 Wolff 判決と異なって、 限定能力をメンス・リアの理論から基礎 したがって、厳密に言

質的要素であるメンス・リアの証明に関連して、一定の主観的証拠を使用しようとする理論なのである。(6) えば限定能力は責任無能力と異なって、 他の犯罪の要素を充足する行為に対する抗弁(defense)ではなく、 犯罪の本

制御能力の実質的欠如で十分とする場合には、限定能力の理論は不必要となるとも考えられていた。そして、 する場合、たとえばアメリカ法律協会の模範刑法典四・○一条のように制御能力の判断を加え、さらに弁別能力又は いたといえる。従来、限定能力は、責任無能力の基準についてマックノートン・ルールを採用するカリフォ の責任無能力の基準を採用したのである。したがって、Wolff 判決のいうような限定能力は、模範刑法典の責任無能すれば、混乱と矛盾に陥っている限定能力の理論を整え、合理化できることを一つの重要な根拠として、模範刑法典 罪となりその軽い刑の執行を終えて釈放された後、あるいは全くの無罪となった後の治療のための民事収容 犯罪が特殊犯意を必要とする犯罪か否かという犯罪の構造によって決まってしまうことと、 限定能力の理論の欠点を指摘する。すなわち、限定能力の主張の許容性は精神障害の程度ではなく、起訴されている Wetmore 判決と同日になされた Drew 判決は、限定能力を右のような性質を有すべきものと理解した上で、現在の いうるようにとの考慮によるものと考えられる傾向があった。したがって、責任無能力の基準をより緩やかなものと(8) commitment) の制度が十分ではない点である。そこから、Drew 判決は模範刑法典の責任無能力の広い基準を採用 力の基準の採用後はおそらく不必要ということになろう。Wetmore 判決が Drew 判決にもかかわらず限定能力の 論を維持したことから、 ある。そして、そこからさらに、すでにマックノートン・ルールの下でも責任無能力とされた被告人についても、 第一に、Wetmore 判決は限定能力の理論を責任無能力を示す証拠にも適用した点で、メンス・リアの理論に近づ 右の基準では責任能力ありとせざるを得ない場合にも、なお精神障害や責任能力の程度に対応する刑事責任を問 やはり Wetmore 判決は限定能力をメンス・リアの理論から考えていたものと思われるので 限定能力で軽い犯罪で有 まさに ニア州 す 理

要求を入れて、

を許容したことが基礎づけられるのではないだろうか。 なわち限定責任能力とする必要のない被告人についても、 責任無能力を示す証拠をメンス・リアの否定に用いること

限をすれば被告人はなおその罪に含まれる軽い一般犯意を要件とする罪では有罪とされ、完全に無罪となることは することはできないのである。検察官は、 含まないものもある。 アの理論からは非常に意義がある。 ないと主張したが、本判決がそれを排斥して、全くの無罪になる場合にも限定能力の適用を認めたことはメンス・リ いという点にあった。 第二に、限定能力を特殊犯意を要件とする犯罪についてのみ認めるという制限の根拠は、 そして、メンス・リアの理論からするならば、そのような罪についても限定能力の適用を否定 しかし、実際には、本件の住居侵入罪のように、特殊犯意を要件とする罪であっても軽い罪 従来の判断では限定能力の理論によって被告人を全くの無罪にしたものは 主として、

この点からすると、 殊犯意が欠けることは稀有であり、そのような稀有な場合には一般犯意が欠けることも多いと言われるからである。 ないように思われる。 なったことは評価すべきであろう。致命傷を負わせうる凶器での暴行傷害(カリフォルニア州刑法二四五条) は一般犯意 特殊犯意と一般犯意の区別を廃止して、二八条側ですべての犯意の否定について精神障害の証拠が許容されるように を破棄した判例も出された。ここでは、 を要件とする犯罪であるが、右の法律の下で、精神障害の証拠を一般犯意の否定に用いることを認めなかった原判決 しかし、そうすると、 改正がなされ、一九八三年一月一日施行の法律では再び特殊犯意と一般犯意の区別が導入されてし(7) 本判決の後、 既述のように、 本判決が限定能力の理論の適用をなお特殊犯意を要件とする犯罪に限定しているのは一貫し カリフォルニア州刑法二八条を改正する一九八二年一月一日施行の法律によって、 特殊犯意は一般犯意より複雑な内容をもつが、そもそも精神障害によっても特 メンス・リアの理論が頂点に達したようであった。 しかし、 その後、

- (5) People v. Wetmore, supra note
- (%) Id. 583 P. 2d at 1310-1311.
- (9) Id. at 1310
- (©) ld. at 1311.
- (G) People v. Wells, supra note 17.
-) Id. 202 P. 2d at 65.
- People v. Wetmore, supra note 56, 583 P. 2d at 1312.
- 判決はこの結論に関して、次の補足的理由をあげている。Wells 判決のいう被告人は意図を持ち得なかったという証拠と意図がなかったとい う証拠の区別は不可能だという点である。Wells 判決は後者の証拠のみが許容されるとしたが、Wetmore 判決は、Louisell & Hazard の論文 (前掲注12)を引用して、後者の証明については前者の証拠も関連性・許容性があるとした。Id. 583 P. 2d. 1310. この点について は後述す
- (64) Id. 583 P. 2d at 1310. さらに、Wells 判決によると、責任無能力を証明するような証拠は責任能力の審理の段階ではじめて提出しうること 官が合理的な疑いをいれない程度の証明をしなければならない段階で右の証拠を提出できないことになる。本判決は、これは、犯罪のすべて になる。しかし、カリフォルニア州の証拠法五二二条は責任無能力について被告人に挙証責任を負わせている。したがって、被告人は、検察 の要素について州が合理的な疑いをいれない程度に証明しなければならないとした Mullaney v. Wilfur, 421 U.S. 684(1975); Patterson v. New York 432 U.S. 197 (1977) に反し審理違反となりうるとしている。Id. 583 P. 2d at 1314 note 6.
- (5) Id. 583 P. 2d at 1313-1314.
- $\widehat{66}$ この点については後述する。 ld. at 1310, 1314-1315. なお、本判決は全くの無罪になったときの民事収容 (civil commitment) について述べているが (at 1315-1316)、
-) Comment, supra note 16, at 718 note 52.
- 68People v. Drew, 22 Cal. 3d 333, 344 583 P. 2d 1318, 1323, 149 Cal. Rptr. 275, 280 (1978)
- (general intent) を要求する犯罪に関する限り意味がなくなったとする。 State v. Sessions, 645 P. 2d 643 (Utah, 1982) は、ユタ州で模範刑法典の責任無能力の基準を採用した結果、 限定能力の理論は一般犯意
- People v. Drew, supra note 11.

70

- (F) Id. 583 P. 2d at 1323-1324.
- (P2) Id. at 1325.
- (%) Morse, supra note 4, at 15-16
- (4) ld at 16.
- (년) 1981 Cal. Stat. ch. 404.

その限りでは限定能力の理論を制限するものである。この点については後述する。 もっとも、この法律は精神障害の故に犯意をもちえなかったという抗弁を排斥し、犯意がなかったことのみを抗弁として認めるものであり、

- 76 184 Cal. Rptr. 604, 605 note 1 (1982). People v. Whitsett, 149 Cal. App. 3d 213, 196 Cal. Rptr. 647 (1983). See People v. Greenfield, 134 Cal. App. 3d Supp. 1, 4, note 1,
- (元) 1982 Cal. Stat. ch. 893.

四 おわりに

件とする犯罪に限定するのは一貫しないと言わざるを得ない。 しかし、 ともかく、Wetmore 判決が責任無能力を示 力はメンス・リアの理論から基礎づけられているといえよう。 す証拠を特殊犯意の否定に用いうるとし、さらにその結果無罪となる場合が出てくることを認めた限りでは、 メンス・リアの理論からすれば、現行のカリフォルニア刑法二八条のように、 限定能力の適用範囲を特殊犯意を要 限定能

たい。 そこで、最後に、 右のようにメンス・リアの理論から限定能力を考える場合に問題となる点をいくつかあげておき

カリフォルニア州刑法二五条のに関する。 第一は、一九八二年七月八日の「被害者の権利章典」(The Victims Bill of Rights)」という立法によって加えられた

スに反することになろう。(8) か否かについては精神障害の証拠の許容性を認めている。とすると、被告人はメンス・リアを形成する能力がなかっ では、まさに検察官が挙証責任を負っている段階で、 とすれば、責任無能力は被告人側で証拠の優越によって証明しなければならないカリフォルニア州刑法二五条的の下 性(admissible)があるとした。これに対して、改正法の下では、単にメンス・リアを形成できなかったことを証明を形成しえなかったことを証明する証拠は、メンス・リアがなかったことの証明について関連性(relevant)と許容 たという点は争えなくなるとしても、 ープロセスに反するといえなくなるようにも思われる。そして、メンス・リアの理論から限定能力を基礎づけるとす 神障害の証拠は、改正法の下でもメンス・リアがなかったことを証明するものとして許容性を認められるものといえ する証拠は用いえないことになろう。但し、Wetmore は精神異常の故に自分の住居・財産と誤信したのであり、 すなわち、 右の改正法の立場が妥当なようにも思われる。なお、Wetmore 判決は Wells 判決を 批判して、メンス・リア 精神障害の証拠はメンス・リアを形成する能力がなかったという証明については許容性がない (shall not 旨規定する。 この規定が、メンス・リアの否定にはおよそ精神障害の証拠は用いえないことを意味する しかし、 既述のようにカリフォルニア州刑法は二八条(a)で、現実にメンス・リアがあっ 精神障害の故にメンス・リアがなかったことは争えるのであり、必ずしもデュ 防禦に決定的な証拠を提出できないことになり、 デュープロ

ア州の場合、 ウンティの精神衛生局長に被告人の精神状態についての評価と適当な措置についての書面でのリコメンデー これに基づいて精神病院への入院又は外来治療を命じる。 精神障害者が限定能力によって無罪となった場合、 刑法一〇二六条、一〇二六条回によって、責任無能力で無罪となった被告人については、 治療等の措置はどうなるのであろうか。 期間は精神障害が治癒したと裁判所が認めるまでで カリフ 才 ル カ

るのではないだろうか。(81)

性を考える上でも、

わが国の精神衛生法は責任無能力等による無罪の後の精神病院への長期の収容を認めているが、そのこと自体の妥当

さらに将来、精神障害に基づく責任無能力によって無罪となった被告人について右と期間や収容

は適用されない。 再度の申請はできない、なお、 カリフォルニア州最高裁の判例が制限を加えている。しかし、これらの規定は限定能力によって無罪となる者に(8) 九〇日たてば被告人はその点についての審理を申請できる。 期間については、責任能力があったなら受けたであろう刑期を越えてはならないとし しかし、その審理の後は一年を経過しなければ

にはならないのであるから、 論から限定能力を基礎づけるのであれば、精神障害によるものではあれ、 罪となる者にも適用されうると考えられている。 神障害の故に危険性が示されれば一八○日まで収容されうる(同法五三○○条)。これらの規定は限定能力によって無 していない場合でも右の規定を適用できるかという問題、さらに収容期間が短かいことをあげて、 さらに一四日まで収容される(福祉と施設に関する法律五二五〇条)。その後は他人に対して、身体的危害を加えたか、 療の為の施設への収容の後、もしその施設の職員が、受刑者が精神障害の故に他人に危険であることを証明すれば、 の精神状態についての評価と治療の手続をなしらる(カリフォルニア州刑法四〇一一・六条)。 七二時間以内の 評価 と治 (civil commitment) を規定している(同法五一五〇条)。受刑者が収容されているカウンティの裁判官はいつでも受刑者 は「精神障害によって、他人又は自分自身にとって危険であるか、障害が著しい (gravely disabled)」場合の民事収 これに対して、 責任無能力で無罪となった場合の措置と同様の内容の立法が必要であるとする。(83) 福祉と施設に関する法律(Welfare and Institutions Code)の一部である Lanterman-Petris-Short Act 無期限の収容あるいは刑期までの収容はその根拠を失うことにならないだろうか。 しかし、Wetmore 判決は、Wetmore のように身体に対する罪を犯 メンス・リアを欠けばその罪を犯したこと しかし、 右の規定で不十分 メンス・リア 팰

施設等の異なる強制的治療の制度を設けるとした場合、 精神障害の故に故意がなかった被告人をどのように扱うかを

考える上でも、 カリフォルニア州における議論は参考になるように思われる。

第三に、わが国との対比を考える場合、Wetmore 判決が限定能力の否定はデュープロセスに反するとした理由に

関連性及び許容性のある証拠を提出できないからデュープロセスに反するのか、それとも、被告人は後に責任能力に関連性及び許容性のある証拠を提出できないからデュープロセスに反するのか、それとも、被告人は後に責任能力に ついて、今後、より細かく分析しなければならない。すなわち、およそ検察官が立証責任を負っている争点について、 関して同じ証拠を提出できるが、責任無能力についてはカリフォルニア州刑法二五条的によって被告人が証拠の優越 によって証明しなければならないからデュープロセスに反するのか、という点である。前者であれば「責任無能力者(85) ればならないとすれば、やはり問題が残るように思われる。 あり、責任無能力又は限定責任能力についても、被告人が自由な証明によってであれ証拠の優越の程度に立証しなけ 後者であっても、わが国においても「法律上刑の滅免となる事実」については被告人に形式的及び実体的挙証責任が については故意又は過失の有無を論ずる必要がない」というわが国の改正刑法草案の立場にも疑問が生じる。(8) また、

- (%) Comment, The Relevance of Innocence: Proposition 8 and the Diminished Capacity Defense, 71 California Law Review 1197, 1201-1207
- (2) Morse, supra note 4, at 45.
- は否めない。See People v. Wetmore id. at 1317. People v. Wetmore, supra note 56, 583 P. 2d at 1312. この場合、分割審理でも証拠が重なってしまう。したがって争点ばかりでなく、証拠の重なりを防ぐという分割審理の意義が半減すること
- なお精神科医の証言の性質については、See United States v. Brawner 471 F. 2d 969, State v. Sikora, 44 N.J. 453, 210 A. 2d 193 (1965)。
- (⊗) In re Moye, 22 Cal. 3d 457, 584 P. 2d 1097, 149 Cal. Rptr. 491 (1978)

81

) People v. Wetmore, 583 P. 2d at 1316

- 86 85 84 ld. at 1315,
- ld. at 1314 note 6.
- 法制審議会刑事法特別部会・改正刑法草案附同説明書(昭和四七年)一〇二頁。
- 小野清一郎「責任能力の人間学的解明(三・完)」ジュリスト三六九号(昭和四二年)一〇五頁、一〇六頁。